

私は大丈夫だよね…

飼い犬の登録と狂犬病予防注射

犬の飼い主には、狂犬病予防法により次のことが義務付けられています。その義務を果たすことで、飼い主と愛犬はもちろん、周囲の人々を守ることもつながります。

飼い犬の登録（犬の生涯に1回）

生後91日以上犬を飼うときは、飼い犬の登録をしなければなりません。登録後、鑑札を交付します。

鑑札は、登録済みの証明となるほか、迷子札にもなります。

登録料金 3,000円

転入してきた、飼い主が変わった、犬が死亡した場合も届け出が必要です

狂犬病予防注射の接種（毎年1回）

【飼い犬を登録済みの方】

予防注射通知書を送付しますので、最寄りの動物病院または集合注射会場で予防注射を受けてください。注射後、注射済票を交付します。

対象となる犬

室内・室外を問わず生後91日以上飼育犬

集合注射会場と日程（雨天決行）

予防注射通知書に同封の案内書で確認してください

注射料金 3,240円

持ち物 予防注射通知書

市外の動物病院で注射を受けた場合
市役所本庁、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡の各サービスセンターで、狂犬病予防注射済票の交付手続きを行ってください。

【飼い犬の登録をしていない方】

注射料金と登録料金が必要です。集合注射会場や日程など、詳しくはお問い合わせください。

毎年4月1日から6月30日は、狂犬病予防注射期間

犬の鑑札・注射済票の装着

鑑札と注射済票は、どちらも必ず犬の首輪などに装着してください。

動物を飼うときは

飼い主は、次のことに十分注意しましょう。

- 動物が人を傷つけたり、財産に損害を加えたりしないようにする
- 感染症の正しい知識を持ち、感染を防ぐ
- 動物が逃げたり、迷子になったりしないようにする
- 動物がその命を終えるまで適切に飼育し続ける
- 適正に飼うことができなくなると、不妊去勢手術などの繁殖制限をする
- 飼い主が分かるよう、首輪や迷子札、マイクロチップなどを装着する

- 外でしてしまったふんは必ず持ち帰り、尿はペットボトルなどで携帯した水で流す
- ふん・尿の放置は、地域の方への迷惑となるので絶対にしない
- 外で飼う場合、きちんと鎖などでつなぎとめ、散歩の際には通行人と接触しないように、しっかりとリード（引き綱）を持つ



ペットの虐待や遺棄（捨てること）は犯罪です。違反すると、懲役や罰金に処せられます。必要な世話を怠ったり、ケガや病気の治療をせずに放置したり、十分な餌や水を与えなかったりと、ネグレクトと呼ばれる行為も含まれます



問合先 市環境保全課

市内動物病院一覧

休診日、診療時間などは各動物病院へお問い合わせください。

動物病院名・住所・電話番号

安藤動物病院（5東18） ☎ 25局 0260
岩見沢インター動物病院（美園6-6） ☎ 22局 3557
岩見沢動物医療センター（1西1） ☎ 22局 7171
さとう動物病院（東山町41） ☎ 22局 5528
ざわざわ森ペットクリニック（7東1） ☎ 32局 3838
にいだ動物病院（10東4） ☎ 35局 1668
ぱれっと動物クリニック（春日町4） ☎ 090-3110-5625（電話予約制）
日の出どうぶつ病院（日の出町149） ☎ 25局 5838
真山動物病院（8西18） ☎ 25局 1103